

# F A X 送 信 書

事 務 連 絡  
平成19年8月17日

公益法人事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」  
「自転車の安全利用の促進について」  
「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」  
(交通対策本部決定) の周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成19年7月10日、交通対策本部において決定されたことを受け、  
関係機関・団体等への周知依頼がありました。

貴法人におかれましても、別添の交通対策本部決定の趣旨をご理解いただき、会員等  
に周知していただきますようお願ひいたします。

<連絡先>

厚生労働省医政局医事課 唐戸

TEL 03-5253-1111(内2569)

03-3595-2196(夜間直通)

FAX 03-3591-9072



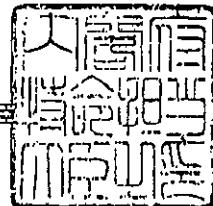


府政共生第 831 号  
平成 19 年 7 月 10 日

厚生労働事務次官 殿

交通対策本部長

内閣府特命担当大臣



「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」の決定について

標記について、平成 19 年 7 月 10 日、交通対策本部において、別添のとおり  
決定したので通知します。

貴府省管下の機関、団体等へも通知願います。

## 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について

平成19年7月10日  
交通対策本部決定

今般、飲酒運転等に対する罰則の引き上げ、酒類提供行為や同乗行為の禁止等を内容とする道路交通法の改正が行われたところであり、この機会を捉えて飲酒運転の根絶に向けた取組を強化するため、国及び地方公共団体は、これまでの措置に加え、次の措置を講ずるものとする。

- 1 飲酒運転をした運転者及び飲酒運転の周辺者に対する制裁の強化等に係る道路交通法の改正を踏まえ、次の事項について広報啓発を推進するとともに、所属の職員に対し指導を強化すること
  - (1) 酒気を帯びて車両等を絶対に運転しないこと
  - (2) 飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両等を提供しないこと
  - (3) 飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒を勧めないこと
  - (4) 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗しないこと
- 2 酒類を提供する飲食店等に対し、上記1の事項について周知徹底を図るとともに、特に上記1の(3)の遵守について指導を強化すること
- 3 当面の常習飲酒運転者対策として、別添「当面の常習飲酒運転者対策について」(平成19年6月29日常習飲酒運転者対策推進会議決定)に基づき取組を実施すること

別添

## 当面の常習飲酒運転者対策について

平成19年6月29日

常習飲酒運転者対策推進会議決定

飲酒運転を繰り返すという行為の背景に、アルコール依存症やアルコール依存症まで至っていない問題飲酒者の存在が指摘されている。

アルコール依存症は、「否認の病」といわれるよう、自らが依存症であることを容易に認めたがらないことから、何よりも先ず、本人に疾患の自覚と受診を促すことが重要である。また、根本的な治療は断酒しかなく、再発する割合も高いことから、本人の意思だけでは解決することが難しく、専門相談機関の支援とともに周囲の理解や協力が必要である。

このようなアルコール依存症の特徴を踏まえ、アルコール依存症やアルコール依存症まで至っていない問題飲酒者の飲酒運転を抑止するための当面の対策として、関係省庁、関係団体の連携により、以下の取組を実施する。

### 1 アルコールの影響や専門相談機関等の周知

アルコールが身体に及ぼす影響について広報啓発を行うとともに、精神保健福祉センター、保健所等でアルコール依存症についての相談を行っていることについて周知を図る。

### 2 様々な機会をとらえた飲酒行動是正のための働きかけ

各種安全運動、街頭指導時、運転免許の処分者講習等様々な機会をとらえ、リーフレット等の配布により、問題飲酒者の飲酒行動のは正を促すとともに、精神保健福祉センター等の専門相談機関、医療機関、断酒会等の自助グループ等の情報を提供に努める。

### 3 飲酒運転違反者に対する運転免許の処分者講習の充実

運転免許の処分者講習において、アルコール依存症の正確な知識の普及に努めるなど飲酒運転の危険性に係る講習内容の充実を図る。

また、特に飲酒運転違反者を集めておこなう飲酒学級の設置に努めるとともに、その内容の充実を図る。

- 4 飲酒運転に関する交通事犯受刑者及び保護観察対象者の処遇等の充実  
受刑者に対する特別改善指導としての交通安全指導の充実を図るとともに、保護観察対象者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成するなどしてその指導を強化する。
- 5 飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ  
飲酒運転違反をした従業員に対し専門相談機関の情報提供等飲酒行動是正を促すよう、事業者に働きかけを行う。
- 6 アルコール検知器の普及及びその適正な活用  
自動車運送事業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用を図る。
- 7 アルコールインターロック装置の活用方策についての検討  
アルコールインターロック装置の活用方策について、引き続き検討する。また、アルコールインターロック装置の有効性に関する実証実験を行うべく検討する。
- 8 常習飲酒運転に関する実態調査の実施  
飲酒運転違反者の累犯状況並びにアルコール依存症、問題飲酒行動と飲酒運転との関連について実態調査を行う。  
また、海外における常習飲酒運転者対策の事例及び実態調査を行う。



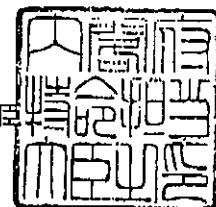
府政共生第 832 号

平成 19 年 7 月 10 日

厚生労働事務次官 殿

交通対策本部長

内閣府特命担当大臣



「自転車の安全利用の促進について」の決定について

標記について、平成 19 年 7 月 10 日、交通対策本部において、別添のとおり  
決定したので通知します。

貴府省管下の機関、団体等へも通知願います。

## 自転車の安全利用の促進について

平成19年7月10日  
交通対策本部決定

近年、自転車事故が増加するとともに、自転車が歩道を無秩序に通行している実態を踏まえ、今般、自転車の歩道通行要件の明確化等を内容とする道路交通法の改正が行われたところである。これを機会に、自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

なお、自転車の通行ルールの広報啓発に当たっては、別添の「自転車安全利用五則」を活用するものとする。

- 1 自転車通行ルール及び今般の道路交通法の改正内容（以下「自転車通行ルール等」という。）の広報啓発に努めること  
また、所属職員に対し、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底すること
- 2 学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習等のあらゆる機会において、自転車通行ルール等の周知徹底を図ること
- 3 日本自転車普及協会、自転車産業振興協会等の関係団体に協力を要請する等効果的な自転車の通行ルール等の広報啓発を実施すること
- 4 自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域交通安全活動推進委員等と連携して自転車の安全利用を促進するための活動を推進すること
- 5 自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車走行空間の整備を推進すること

## 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 自転車の通行方法等に関する主なルール

### **通行場所・方法**

#### ◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

#### ◆歩道における通行方法

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の4第2項

【罰 則】2万円以下の罰金又は料料

#### ◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければならぬ。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従う。

【該当規定】道路交通法第7条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第43条、第36条第3項

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の6、第63条の7第1項

### ◆自転車道の通行

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、  
自転車道を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の3

【罰 則】2万円以下の罰金又は料料

### 自転車の乗り方

#### ◆安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないよう  
な速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】道路交通法第70条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射  
器材）をつけなければならない。

【該当規定】道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条  
第1項第5号

【罰 則】5万円以下の罰金

#### ◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第65条第1項

【罰 則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（酒に酔った状態で運転した場合）

#### ◆二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、6  
歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、原則として禁止されて  
いる。

【該当規定】道路交通法第55条第1項／第57条第2項

【罰 則】5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

#### ◆並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはなら  
ない。

【該当規定】道路交通法第19条

【罰 則】2万円以下の罰金又は料料

**道路交通法の改正による自転車の通行方法等に関するルールの見直し内容**

平成19年6月14日に成立した「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)により、次のとおり自転車に関する通行ルール等の規定が見直された。

これらの改正規定は「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行されることとなっている。

**1 普通自転車の歩道通行に関する規定**

- (1) 普通自転車は、歩道通行可を示す標識等がある場合のほか、
- ① 普通自転車の運転者が児童、幼児又は車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき、
  - ② 車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき、
- には、歩道を通行することができる。

ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

【該当規定】道路交通法第63条の4 第1項

- (2) 普通自転車は、歩道の「普通自転車通行指定部分」(標識等により普通自転車が通行すべき部分)として指定された部分については、当該指定部分を徐行しなければならないが、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

【該当規定】道路交通法第63条の4 第2項

- (3) 歩道を通行する歩行者は、標識等により普通自転車通行指定部分があるときは、当該指定部分をできるだけ避けて通行するよう努めなければならない。

【該当規定】道路交通法第10条第3項

## **2 乗車用ヘルメットに関する規定**

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の10

## **3 地域交通安全活動推進委員に関する規定**

道路交通法に規定されている地域交通安全活動推進委員の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

【該当規定】道路交通法第108条の29第3項

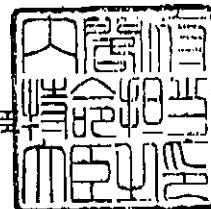


府政共生第 833 号  
平成 19 年 7 月 10 日

厚生労働事務次官 殿

交通対策本部長

内閣府特命担当大臣



「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」  
の決定について

標記について、平成 19 年 7 月 10 日、交通対策本部において、別添のとおり  
決定したので通知します。

貴府省管下の機関、団体等へも通知願います。

## 後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について

平成19年7月10日  
交通対策本部決定

今般、道路交通法が改正され、後部座席を含む全ての座席についてシートベルトの着用が義務化されたことから、特に、着用率が低調な後部座席シートベルトの着用の徹底を図るため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

なお、国及び地方公共団体の職員にあっては、改正法の施行前においても率先垂範して後部座席シートベルトを着用するものとする。

- 1 後部座席を含む全ての座席においてシートベルトを着用しなければならないことについて広報啓発に努めること
- 2 運転者、安全運転管理者、運行管理者等に対する各種講習、自動車教習所における教習、学校等における交通安全教育等あらゆる機会において、後部座席シートベルトの着用について周知徹底を図ること
- 3 自動車運送事業者等の関係団体を活用するとともに、シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の活動等を通じ、後部座席シートベルトの着用の徹底について効果的な広報啓発を実施すること
- 4 街頭における指導及び取締りに際して、後部座席シートベルトの着用の徹底がなされるよう指導すること
- 5 着用しやすい後部座席シートベルトの開発・普及を図ること